



労組周辺動向 No.120

2021年8月20日現在

1. 法・政策

(1) 令和3年人事院勧告 8月10日

https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/r3_top.html

「令和3年職種別民間給与実態調査の概要」 人事院

https://www.jinji.go.jp/kankoku/r3/pdf/3sankou_minkan.pdf

(2) 雇用保険料、来年度は2倍の可能性：コロナで積立金が枯渇

多くの働き手の給与から天引きされる雇用保険料の引き上げが2022年度、避けられない状況だ。新型コロナ禍で支出が膨らみ、財源が底をつく寸前だからだ。ルール通りなら労働者は2倍、会社は約1.6倍の負担増だが、引き上げに反対し、税金の投入を求める声も強まっている。

働き手のセーフティネットとして国が運用する雇用保険には大別して二つの事業がある。

①失業者に手当を払う「失業等給付事業」と、②休業者や転職者らを支援する「雇用保険二事業」だ。①には育児休業給付の事業も含まれる。

現在の保険料率は①が0.6%で労働者と会社が半分ずつ、②が0.3%で会社だけが負担している。

どちらの事業も支出は保険料収入と、余った保険料の積立金からまかなう原則だ（一部、国庫負担あり）。好況時に積立金を蓄え、不況時の支出に備えるイメージで運営される。

2019年度末の積立金は①が約4.5兆円、②が約1.5兆円だった。潤沢にみえたが、コロナ禍でピンチに陥った。②の事業である「雇用調整助成金」の支出が20年春～今年7月に4兆円を超えたのだ。

雇用保険の料率は、厚生労働省の審議会が前年度の決算の状況を踏まえ、毎年冬から春にかけて、翌年度どう見直すかの方針を決める。前年度の保険財政が厳しければ料率を引き上げ、余裕があれば引き下げる。

だがコロナ禍で支出が膨らんだ 20 年度予算を踏まえ機械的にルールに従うと料率は①が 1. %、②が 0. 35%に上がる見通しだ。収入が月 30 万円なら、本人が月 1800 円、会社が月 2850 円の負担になる。

使用者側委員は 7 月の審議会で「(コロナ禍関連の支出は) 失業予防の枠を超え、感染症対策となっている。国費負担で財政を安定させるべきだ」と述べ、保険料率を急激に引き上げないよう釘を刺した。労働者側委員も同様に国費の投入を求めた。

これに対し、国の「財布」に目配りする財政制度等審議会(財務相の諮問機関)は「すでに異例の一般会計による負担がされている」として、保険料引き上げによる対応を求める。

(3) 口約束で泣き寝入り多発…フリーランスへの業務発注、契約書の作成義務付け事業者拡大

政府は、会社などの組織に属さず、フリーランスで働く人の法的保護を強化するため、業務発注時に契約書面の作成を義務付ける事業者の対象を拡大する方針を固めた。新型コロナウイルス禍でフリーランスの収入源が減る中、口約束の仕事を一方的にキャンセルされるなどのトラブルが相次いでいるためだ。来年の通常国会に関連法案を提出する方向で調整している。

下請け取引の公正化などを定めた下請法では、資本金 1 0 0 0 万円超の事業者がフリーランスに業務を発注する場合、取引代金の額や支払期日を記載した書面の交付を義務付けている。一方、資本金 1 0 0 0 万円以下の事業者が発注する取引については義務付けの対象外となっている。

政府が昨年 2～3 月に実施した調査では、事業者から業務を受注するフリーランスの約 4 割が、報酬の未払いや納品日の一方的な変更などのトラブルを経験している。このうち約 6 割は、口頭のやり取りだけで書面やメールを取り交わしていないか、取り交わしていても十分な記載がなかった。フリーランス側が最終的に「泣き寝入り」を迫られるケースも多いとされる。

(4) 雇用調整助成金の特例、11月末まで延長 最大1万5000円維持—厚生労働省

厚生労働省は、雇用維持に協力した企業に支給する雇用調整助成金(雇調金)の特例措置の期限を 9 月末から 11 月末まで延長すると発表した。1 人 1 日当たり最大 1 万 5 0 0 0 円としている支給額を維持する。新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言などの対象地域拡大・延長の決定を踏まえ、支援継続を決めた。

雇調金は、企業が従業員に支払う休業手当の一部を助成する制度。現在は、原則 1 人 1 日当たり 1 万 3 5 0 0 円を上限に支給している。ただ、売り上げが大幅に落ち込んだ企業のほか、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域で時短営業に応じる飲食店などには、最大 1 万 5 0 0 0 円を支給し、助成率も 1 0 分の 1 0 としている。

(5) 緊急事態、7府県追加へー9月12日まで延長し合計13都府県に

政府は、新型コロナウイルスの感染急拡大が続く東京など6都府県に出している緊急事態宣言の期限を、現在の8月31日から9月12日に延長することを決定した。

2. 法違反・闘い

(1) 同志社大、60歳で3割減給：外国人准教授が労働審判へ

同志社大が就業規則や契約書の内容を十分に周知しないまま、60歳になった翌月以降の月給と期末手当を3割減らしたのは違法として、英語を教える外国人准教授の女性が、学校法人同志社に未払い分など約580万円を求める労働審判を京都地裁に1申し立てる。加盟する労働組合「ゼネラルユニオン」（大阪市北区）が明らかにした。

一定の年齢を迎えた労働者の賃金を切り下げる雇用条件を巡っては、最高裁が2018年に定年再雇用後の賃下げを容認する判断を示したが、こうした行為は欧米各国では年齢差別として禁止されている。

3. 情勢・統計

(1) 最低賃金の引き上げ、全都道府県28円以上 改定額出そろろう

今年の最低賃金（最賃）の改定額が全都道府県で出そろった。国の審議会が7月、過去最大の引き上げ目安をまとめたことを受け、各地の審議では全都道府県が時給28円以上の引き上げを答申。全国加重平均は28円増の930円になる。秋以降、順次引き上げられる。

最賃は厚生労働省の中央最低賃金審議会の目安を参考に、都道府県ごとの審議会が実際の引き上げ幅を答申する。今年是最賃引き上げを持論とする菅義偉首相の意向も背景に、中央審議会は過去最大となる28円の引き上げ目安を全国一律で提示。全都道府県の審議会は足並みをそろえ、28円以上の引き上げを答申した。東京都など40都道府県で28円引き上げ。最高は島根県で32円引き上げとなった。

引き上げ後の最賃の最高額は東京都の1041円。最低額は高知県などの820円で、全都道府県で初めて800円を超えた。最高額と最低額の差は221円で、現行と変わらない。

昨年は中央審議会が新型コロナウイルスの影響を踏まえて引き上げ額の目安を示さず、各地の引き上げ幅は1～3円にとどまった。今年は再び上昇ペースが加速するかたちとなった。

(2) 県の「パートナーシップ宣誓制度」来月開始 性的少数者のカップル公認：三重

LGBTなど性的少数者のカップルを公的に認める三重県の「パートナーシップ宣誓制度」が9月1日に始まる。宣誓希望日の1週間前までの連絡が必要で、事前予約を8月23日から受け付ける。

県によると、性的少数者らの成年カップルで、いずれか一方が県内に住んでいることが条件。パートナーシップ宣誓書や住民票の写しなど必要書類を提出すると、県が2人に宣誓書受領証を交付する。

宣誓したカップルは家族と同様の扱いで行政や民間のサービスが受けられるよう環境整備が進む。今のところ、民間では生命保険の受取人指定や携帯電話の家族割引など9つのサービスを利用できる。